

(介護予防)訪問看護重要事項説明書

株式会社セラピット

訪問看護ステーション

リハ・リハ 明石

重要事項説明書

1. 当事業所の法人概要について

法人格・名称	株式会社セラピット
所在地	兵庫県神戸市西区前開南町2丁目13-14
連絡先	TEL：078-945-6500 FAX：078-945-6501 URL： https://www.reha-reha.jp
代表者	代表取締役 大浦 由紀
設立日	平成15年3月25日
事業内容	老人福祉・介護事業、通所介護業、児童福祉事業、障がい者福祉事業、卸売業、小売業

事業所名	訪問看護ステーション リハ・リハ 明石
所在地	兵庫県明石市大久保町茜3丁目15-18
事業所番号	2862090517
事業開始時期	令和1年9月1日
管理者氏名	本庄 公子
連絡先	TEL 078-939-7878 FAX 078-939-7886（24時間帯応可） 常時24時間、利用者その家族からの電話等による連絡体制を整備する。
営業日	月曜日～金曜日（祝日は営業。但し12月30日～1月3日を除く）
営業時間	8：30～17：30
事業実施地域	明石市・神戸市西区・加古郡播磨町・加古郡稲美町

2. 事業の実施目的・運営方針

事業の実施目的	適切な運営を行うに必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要性を認めた者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。
運営方針	かかりつけの医師の指示に基づいて、利用者の心身の特性を踏まえ、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。実施にあたっては、関係市町村・居宅介護支援当事業者・地域包括支援センター・地域の保健、福祉、医療サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努め、適正な運営を図るものとする。

3. 従業員職種・サービスの内容

保健師・看護師・准看護師（以下「看護職員」という）

理学療法士・作業療法士（以下「理学療法士等」という）

職種	人数	サービス内容
管理者	1名	職員管理及び業務管理を一元的に行います。
看護職員	5名以上	病状の観察 清拭・洗髪 褥瘡の処置 カテーテルなどの管理 食事・排泄の管理 服薬管理 リハビリテーション 療養生活 指導及び介護指導
理学療法士等	3名以上	リハビリテーション 療養生活指導および介護指導

※リハビリテーション中心の場合、看護職員の代わりに理学療法士等による訪問看護を実施致します。また、定期的に当該事業所の看護職員が利用者状態の確認のため訪問を致します。

4. 利用料金

(1) 介護保険（介護給付および予防給付）

1) 看護師による訪問利用料：サービス提供1回あたり

訪問看護

サービス内容		単位数	1割	2割	3割
訪看 I 1	20分未満	314単位	328円	655円	982円
訪看 I 2	30分未満	471単位	491円	982円	1,473円
訪看 I 3	30分以上60分未満	823単位	858円	1,715円	2,573円
訪看 I 4	60分以上90分未満	1128単位	1,176円	2,351円	3,526円

介護予防訪問看護

サービス内容		単位数	1割	2割	3割
予防看 I 1	20分未満	303単位	316円	632円	948円
予防看 I 2	30分未満	451単位	470円	940円	1,410円
予防看 I 3	30分以上60分未満	794単位	828円	1,655円	2,482円
予防看 I 4	60分以上90分未満	1090単位	1,136円	2,272円	3,408円

2) 准看護師による訪問利用料：サービス提供1回あたり

訪問看護

サービス内容		単位数	1割	2割	3割
訪看 I 1・准	20分未満	283単位	295円	590円	885円
訪看 I 2・准	30分未満	424単位	442円	884円	1,326円
訪看 I 3・准	30分以上60分未満	741単位	773円	1,545円	2,317円
訪看 I 4・准	60分以上90分未満	1015単位	1,058円	2,116円	3,173円

介護予防訪問看護

サービス内容		単位数	1割	2割	3割
予防看 I 1・准	20分未満	273単位	285円	569円	854円

予防看 I 2・准	30 分未満	406 単位	423 円	846 円	1,269 円
予防看 I 3・准	30 分以上 60 分未満	715 単位	745 円	1,490 円	2,235 円
予防看 I 4・准	60 分以上 90 分未満	981 単位	1,023 円	2,045 円	3,067 円

3) 理学療法士等による訪問利用料：サービス提供 1 回あたり

訪問看護

サービス内容		単位数	1 割	2 割	3 割
訪看 I 5	20 分	294 単位	307 円	613 円	919 円
	40 分	588 単位	613 円	1,226 円	1,838 円
訪看 I 5・2 超	60 分	795 単位	829 円	1,657 円	2,485 円

※20 分を 1 回の単位としてサービスを提供（週 6 回：120 分を限度）

※厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所については、1 回につき 8 単位を所定単位数から減算する

介護予防訪問看護：サービス提供 1 回あたり

サービス内容		単位数	1 割	2 割	3 割
予防看 I 5	20 分	284 単位	296 円	592 円	888 円
	40 分	568 単位	592 円	1,184 円	1,776 円
予防看 I 5・2 超	60 分	426 単位	444 円	888 円	1,332 円

※20 分を 1 回の単位としてサービスを提供（週 6 回：120 分を限度）

※厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防訪問看護事業所については、1 回につき 8 単位を所定単位数から減算する

※理学療法士等が提供する介護予防訪問看護の利用が 12 ヶ月を超える場合は 15 単位減算する（対象外事業所は 5 単位減算）。なお、入院による中断があり、かつ、医師の指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとする。

4) 複数名による訪問の場合

2 人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合：上記の料金に加算されます

サービス内容		単位数	1 割	2 割	3 割
2 人以上による訪問（30 分以上）		402 単位	419 円	838 円	1,257 円
2 人以上による訪問（30 分未満）		254 単位	265 円	522 円	794 円

看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合：上記の料金に加算されます

サービス内容		単位数	1 割	2 割	3 割
2 人以上による訪問（30 分以上）		317 単位	331 円	661 円	991 円
2 人以上による訪問（30 分未満）		201 単位	210 円	419 円	629 円

5) サービス提供体制強化加算：回

○サービス提供体制強化加算 I

サービス内容		単位数	1 割	2 割	3 割
看護職員による訪問の場合		訪問 1 回につき 6 単位	7 円	13 円	19 円
理学療法士等による訪問の場合		1 回(20 分)につき 6 単位	7 円	13 円	19 円

○サービス提供体制強化加算Ⅱ

サービス内容	単位数	1割	2割	3割
看護職員による訪問の場合	訪問1回につき3単位	4円	7円	10円
理学療法士等による訪問の場合	1回(20分)につき3単位	4円	7円	10円

※ 人員体制に応じてサービス提供体制強化加算Ⅰ若しくはⅡが加算されます。

※ 端数処理方法により回数に乗じた金額とは誤差が生じますのでご了承下さい。

6) 以下の利用料は、下記サービスを必要とされる利用者だけの料金となります。

○特別な管理に対する利用料

・特別管理加算Ⅰ：月額

サービス内容	単位数	1割	2割	3割
在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や、留置カテーテルを使用している状態	500単位	521円	1,042円	1,563円

・特別管理加算Ⅱ：月額

サービス内容	単位数	1割	2割	3割
在宅酸素療法指導管理を受けている状態や、真皮を超える褥瘡の状態等の場合	250単位	261円	521円	782円

○退院時共同指導加算：退院、退所につき月1回(特別管理加算対象者は月2回まで)

サービス内容	単位数	1割	2割	3割
病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の利用者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合	600単位	626円	1,251円	1,876円

○初回加算：月1回

サービス内容	単位数	1割	2割	3割
Ⅰ. 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して病院等から退院日に初回訪問看護を利用した場合	350単位	365円	730円	1,095円
Ⅱ. 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して病院等から退院日より翌日以降に訪問看護を利用した場合、過去2か月において訪問看護の提供を受けていない場合、要支援から要介護状態になり訪問看護に移行する場合	300単位	313円	626円	938円

○看護・介護職員連携強化加算：月額

サービス内容	単位数	1割	2割	3割
訪問介護当事業者と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合	250 単位	261 円	521 円	782 円

○緊急時訪問看護加算

サービス内容	単位数	1割	2割	3割
I. ①利用者又はそのご家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある ②緊急時訪問における看護業務の負担軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が事業所内で行われている場合	600 単位	626 円	1,251 円	1,876 円
II. Iの①に該当するもの	574 単位	599 円	1,197 円	1,795 円

○夜間、早朝訪問看護加算（午後6時～午後10時まで）（午前6時～午前8時まで）

- ・サービス利用料の25%加算

○深夜訪問看護加算（午後10時～午前6時まで）

- ・サービス利用料の50%加算

○ターミナルケア加算

サービス内容	単位数	1割	2割	3割
死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行なった場合	2500 単位	2,605 円	5,210 円	7,815 円

(2) 医療保険10割分（原則3割負担・75歳以上の方は1又は2割負担）

1) 看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合

当該月の	1回目	13,220 円
	2回目以降	8,780 円
	週3回の訪問を超えた場合(看護師のみ)	9,780 円

2) 准看護師による場合

当該月の	1回目	12,720 円
	2回目以降	8,280 円
	週3回の訪問を超えた場合	9,280 円

※ 老人医療・公費以外の受給対象者は医療保険各法に基づく料金となります。

※ 難病等で公費の特定疾患受給者証をお持ちの方は、特定疾患受給者証に記載されている限度額に応じ自己負担額に変動があります。

3) その他の利用料

① 特別管理加算	1月につき	2,500 円
重症度高い利用者		5,000 円
② 退院時共同指導加算	1月につき	8,000 円

特別管理加算の対象者である場合		+2,000円
③ 退院支援指導加算		6,000円
90分を超える長時間または複数回の療養上必要な指導を行った場合		8,400円
④ 在宅患者連携指導加算	1月につき	3,000円
⑤ 長時間訪問看護加算（90分以上）		5,200円
⑥ 難病等複数回訪問加算	2回/日訪問	4,500円
	3回以上/日訪問	8,000円
⑦ 複数名訪問看護加算（訪問する職員の職種・回数によって料金が異なります。）		
		3,000円/4,500円/6,000円/10,000円
⑧ ターミナルケア療養費1		25,000円
⑨ 乳幼児加算		1,300円
厚生労働大臣の定める疾病またはその状態に当る者		1,800円
⑩ 24時間対応体制加算		
看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	1月につき	6,800円
上記以外	1月につき	6,520円
⑪ 緊急訪問加算	1日～14日までは1日につき	2,650円
	15日目以降は	2,000円
⑫ 夜間訪問看護加算（午後6時～午後10時まで）		
早朝訪問看護加算（午前6時～午前8時まで）		2,100円
⑬ 深夜訪問看護加算（午後10時～午前6時まで）		4,200円
⑭ 営業日以外の訪問（訪問の回数ごとに）		実費3,000円
⑮ 訪問看護情報提供療養費（入院入所時、保育園、幼稚園、学校から必要な情報を求められたとき）		
	1月につき	1,500円
⑯ 訪問看護医療DX情報活用加算		50円
⑰ ベースアップ評価料		780円

(3) 自費による訪問

1) 看護師による訪問利用料：サービス提供1回あたり

サービス内容	料金
30分未満	4,907円
30分以上60分未満	8,575円
60分以上90分未満	11,753円

※介護・医療保険で定められている時間を超過した場合、対象外の時間の場合は超過分を上記設定料金で請求いたします。

2) 准看護師による訪問利用料：サービス提供1回あたり

サービス内容	料金
30分未満	4,418円
30分以上60分未満	7,721円
60分以上90分未満	10,576円

※介護・医療保険で定められている時間を超過した場合、対象外の時間の場合を上記設定料金で請求いたします。

3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問利用料：サービス提供 1 回あたり

サービス内容	料金
40 分未満	6,126 円
60 分未満	8,283 円

※介護・医療保険で定められている時間を超過した場合、対象外の時間の場合を上記設定料金で請求いたします。

4) 複数名による訪問の場合：上記の料金に加算されます

サービス内容	料金
2 人以上による訪問 (30 分以上)	4,188 円
2 人以上による訪問 (30 分未満)	2,646 円

(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

看護師

介護度	単位数	1 割	2 割	3 割
介護 4 まで	2945 単位	3,069 円	6,138 円	9,206 円
介護 5 まで	3745 単位	3,903 円	7,805 円	11,707 円

准看護師

介護度	単位数	1 割	2 割	3 割
介護 4 まで	2886 単位	3,008 円	6,015 円	9,022 円
介護 5 まで	3686 単位	3,841 円	7,682 円	11,523 円

(5) 交通費：通常サービス提供実施地域を超えてサービスを提供する交通費は、実費相当加算されます。

(6) キャンセル料：前日の 17：30 までにキャンセル通知がない場合、規定通り実施したものとしてキャンセル料 2,038 円を請求致します。但し、容態急変など、やむを得ない事情を除きます。

(7) エンゼルケアの料金：10,186 円

(8) 料金の支払い時期と支払い方法について

利 用 料 その他費用の 請 求	<p>① 利用料・その他の費用は、利用者負担がある場合に、利用月ごとにその合計金額を請求します。</p> <p>② 請求書は利用明細を添えて、利用のあった月の翌月の概ね 20 日までにご利用者にお渡し致します。ただし、請求額のない月はお渡し致しません。</p>
------------------------	--

利 用 料 その他費用の 支 払 い	<p>請求書を受け取られましたら、請求月の27日までに、下記のいずれかの方法を選択したうえで、お支払いください。</p> <p>①事業所指定口座への振込み（手数料が発生した場合はご利用者負担になります。）</p> <p style="padding-left: 40px;">三井住友銀行 明石支店 普通口座 7074660 口座名義 株式会社セラピット 名義フリカナ カ)セラピット</p> <p>領収書はご入金の確認が出来次第、郵送又は担当者からお渡し致します。</p> <p>②ご利用者指定口座からの自動引き落とし</p> <p>請求書兼領収書の発行となります。引き落としが出来ましたら通帳等に記録が残りますので、そちらをもって領収書の証明とさせていただきます。</p>
--------------------------	--

- (9) 利用者がまだ要介護等認定を受けていない場合、利用者はサービス利用料金の全額を一旦当事業者に支払うものとする。要介護等認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻される（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付する。

5. 領収書の再発行等

- ① 利用者からの利用料等の支払いに関する問い合わせは、問い合わせがあった日から遡って2年以内の期間に限り、支払証明書にて回答し電話による回答は行わない。
- ② 利用者は、利用料等の支払いにつき、支払証明書の交付を当事業者に請求することができる。ただし、当事業者が利用者の請求により、支払証明書を発行する場合には、当事業者は利用者から文書料として1通につき1,000円（税別）を徴収することができるものとする。支払証明書1通あたりの証明期間は1月1日～12月31日まででの1年間であり、利用者が2年にまたがって支払証明書交付請求をする場合には、2通（合計2,000円）の文書料を徴収するものとする。
- ③ ②の支払証明書の交付は利用者が請求してから2週間程度の時間を要するものとし、利用者は、支払証明書の交付に当該期間を要するものであることを承知の上で、支払証明書の交付請求を行うものとする。

6. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合は、かかりつけの医師に速やかに連絡をとり、その指示に従う。

7. 家族に対する連絡

利用者または家族が希望する場合には、利用者に対する通知と同内容の通知を家族に対して行うものとする。

8. サービス提供の手順
別紙のとおりとする。

9. サービス提供の実施記録について

サービス提供の実施記録は、サービス完結の日から5年間保管する。

サービス提供実施記録は、利用者または家族に限り、閲覧若しくは実費負担で写しの交付の請求をすることができる。

10. サービス計画作成等

利用者の状況及び意向をふまえて、利用者の同意を得てサービス計画を作成し、利用者又は家族に説明の上、同計画を利用者に交付し、同計画に基づいて、サービスを提供する。

11. 契約の解約

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出

利用者は、当事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、契約を解除することができる。

(2) 当事業者からの解約・契約解除の申し出

1) 事業者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、利用者に対して、何らの催告を要することなく、この契約を解除することができます。

この場合、事業者は利用者の担当の居宅介護支援事業所に対し、この情報を提供します。

① 利用者及びその家族、関係者から事業所従事者へ暴行、暴言、脅迫、その他の暴力行為があった場合、あるいはそのおそれがある場合

② 利用者またはその家族、関係者などが事業者サービス従事者に対して法令に違反する要求や行為、また本契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合

2) 事業者は、次の各号のいずれかに該当した場合、1か月前の書面による通知により、契約を解約することができます。

① 事業規模の縮小や休廃止など、サービスの提供が困難となった場合

② 利用者がサービスエリア対象外へ引越しするなど、やむを得ない事情により自らサービスの提供が困難になった場合

③ 利用者が病状等につき、故意に不実を告げたり、または、故意に告げなかったりしたことが判明し、このため介護方法を大きく変更しなければならない等、円滑にサービスを提供できなくなった場合

④ 利用者が2か月分のサービス利用料金を支払わず、事業者の書面による催告によっても、不払いが解消されないとき

12. 身分証明書の携行

サービス提供担当者等は、身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又は家族か

ら提示を求められたときは提示する。

1 3. 損害賠償

(1) 当事業者の損害賠償責任

訪問看護の実施により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償をする。

※介護保険・社会福祉事業者総合保険（あいおいニッセイ同和損保）に加入している。
当事業者が加入する損害賠償契約の詳細内容の問い合わせ先は株式会社セラピット本部（078-945-6500）とする。

(2) 利用者の損害賠償責任

利用者の責に帰すべき事由により、当事業者が損害を被った場合、利用者及び家族は、連帯して、当事業者に対し、その損害を賠償するものとする。

1 4. 秘密保持

サービスを提供するうえで、知り得た利用者及び家族に関する秘密・個人情報は、利用者及び第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に決して漏らさない。

なお、利用者に係るサービス担当者会議での利用など、正当な理由がある場合には、利用者又は家族との事前の同意を文書により得た上で、利用者等の個人情報を用いることができるものとする。

万が一、利用者又は家族が当該同意書を提出しなかった場合には、サービスの調整ができず、利用者に一体的なサービスが提供できない場合がある。

当該同意書の有効期間は、訪問看護サービス提供期間と同様とする。

1 5. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	本庄 公子
-------------	-------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 6. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感

染対策委員会)をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

17. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

19. 留意事項

- (1) サービス提供の際、職員は次の業務を行うことができません。
 - ①利用者の金銭の管理・利用者との間の金銭の貸借、その他利用者の金銭に関する取扱い。
 - ②利用者との間の物品の貸借
 - ③第3項に記載するサービス内容から逸脱した行為
 - ④利用者が飲酒状態でのサービス提供
- (2) 事業所は、利用者に安心してご利用いただくために、また、利用者と従業員の人権を保護するために、次の各号に該当する行為を禁止させていただきます。該当する行為を確認した場合は毅然と対応するとともに11. 契約の解約2) (1)事業者からの契約解除に基づき対応します。なお、以下は例示であり、これらに限られるという趣旨ではありません。
 - ①営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動
 - ②従業員への贈り物や飲食等のもてなし
 - ③暴力、暴言、威迫、脅迫、威圧、権威的(説教)態度
 - ④個人の人格を否定する発言や侮辱する発言、誹謗中傷(インターネット、SNS等への書き込み含む)
 - ⑤個人や事業所に対する頻繁な電話やメール並びにSNS等のメッセージ送信

- ⑥合理的理由のない謝罪要求、土下座などの過度な謝罪要求、「今すぐ来い」などの即時即応の謝罪要求
- ⑦従業員に関する解雇等の法人内処罰の要求
- ⑧社会通念上若しくは介護保険制度の趣旨を相当程度超えるサービス提供の要求
- ⑨合理的な理由のない長時間の拘束
- ⑩何度も繰り返される改善しがたい内容のクレーム
- ⑪性的な言動や不必要に体に触れる行為
- ⑫許可なく個人の写真や動画を撮影する行為
- ⑬その他、ハラスメントに該当する行為

(3) その他

- ① 非常災害の発生時や悪天候の場合において、サービスを休止させて頂く場合がございます。
- ② 交通事情や緊急対応などの理由で訪問時間が前後することがございます。
- ③ 事業所の職員全体でサービス提供させていただきますので、業務の都合など種々の理由により担当交代をお願いすることがございます。

20. サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 提供するサービスに関するご相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

訪問看護ステーション リハ・リハ 明石	相談窓口	本庄 公子
	対応時間	月～金 8:30～17:30
	電話番号	078-939-7878
株式会社セラピット 法人本部	対応時間	月～金 8:30～17:30
	電話番号	078-945-6500

(2) 外部の相談窓口

明石市役所 福祉局高齢者総合支援室	電話番号	078-918-5091
	対応時間	平日 8:45～12:00、13:00～17:40
兵庫県国民健康保険 団体連合会	電話番号	078-332-5617
	対応時間	平日 8:45～17:15

21. 重要事項説明書の内容変更

重要事項説明書の内容の変更を行う場合は、利用者に対し、事前に書面等にて説明する。また、重要事項説明書の内容の変更に対する利用者の同意の方法は、書面によるものとする。

令和 年 月 日

訪問看護の開始にあたり、本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

サービス提供者 訪問看護ステーション リハ・リハ 明石

説明者

訪問看護の利用にあたり、本書面に基づいて、重要事項の説明を受けました。

サービス利用者 住所

氏名

(代理人) 氏名

立会人(家族) 住所

氏名

説明を行った場所 _____

説明を行った時間 _____

(別紙)

利用者の申込み



主治医へ訪問看護指示書の依頼

保険者証の確認（当事業所名を特定疾患医療者受給者証への記載手続き）

心身の状況等の把握



重要事項説明書による説明・同意・交付

契約の締結



訪問看護計画または介護予防訪問看護計画の作成

主治医・利用者・ケアマネージャー等へ訪問看護計画書の提出



サービスの提供

関係者との連携、事故発生時の対応、苦情対応等



サービス記録の整備、
訪問看護報告書の作成



主治医へ訪問看護報告書提出



利用料の受領、領収書等の発行



終了